

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 岩手県一関市宮下町8番11号

氏名 大森工業株式会社 代表取締役 大森 琢哉

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 平成31年 3月30日

許可の有効年月日 令和 6年 3月29日

## 1. 事業の範囲

## (1) 中間処理（移動式破砕施設による破砕処理）

取扱う産業廃棄物

- ・がれき類（アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。）

以下余白

## (2) 最終処分（埋立処分）

取扱う産業廃棄物（石綿含有産業廃棄物を含む。また、自動車等破砕物であるものを除く。）

- ・廃プラスチック類
- ・ゴムくず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
- ・がれき類

以下余白

## 2. 事業の用に供するすべての施設

## (1) 移動式破砕施設

- ア 設置場所 盛岡市を除く岩手県内の排出事業場（駐機場：岩手県一関市山目字館67番3）
- イ 設置年月日 平成7年2月20日
- ウ 処理能力 297.52t/日（37.19t/時間）
- エ 設置許可年月日 平成13年6月28日
- オ 設置許可番号 資循第24-9号

## (2) 埋立施設（安定型埋立）

- ア 設置場所 岩手県一関市萩荘字松ヶ沢67番15他1筆
- イ 設置年月日 平成15年3月31日
- ウ 埋立地の面積 9,719m<sup>2</sup>（全体面積 20,876m<sup>2</sup>）
- エ 埋立容量 75,631m<sup>3</sup>
- オ 設置許可年月日 平成15年3月31日
- カ 設置許可番号 第1-5号

以下余白

## 3. 許可の条件

移動式破砕施設による破砕処理を行う場合には次によること。

(以下、裏面記載)

- (1) 日曜日及びその他の休日は作業を行わないこと。
- (2) 午後7時から翌日の午前7時までの間は作業を行わないこと。
- (3) 敷地境界における騒音の大きさを85デシベル以下とすること。
- (4) 敷地境界における振動の大きさを75デシベル以下とすること。
- (5) 粉じんの発生を防止するため、散水等所要の措置を講ずること。
- (6) コンクリート粉じんを原因とする強アルカリ排水の発生を防止するため、必要な措置を講ずること。

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

昭和62年 3月30日 当初許可  
平成 6年 3月30日 更新許可  
平成 7年 3月15日 事業範囲の変更許可（事業の区分に、中間処理（移動式破碎施設による破碎処理を追加したこと。）  
平成11年 3月30日 更新許可  
平成12年11月27日 変更届出書受理（固定式破碎施設を追加したこと。）  
平成15年 2月17日 変更届出書受理（木くず、紙くず及び繊維くずの保管施設の能力を変更したこと。）  
平成16年 1月 9日 変更届出書受理（処分後の保管場所としてばいじんの保管施設を設置したこと。）  
平成16年 3月22日 変更届出書受理（焼却施設の一部を廃止したこと。）  
平成16年 3月30日 更新許可  
平成17年11月 8日 変更届出書受理（安定型最終処分場を追加したこと。）  
平成19年12月19日 変更届出書受理（安定型最終処分場5施設のうち4施設の処分業務を廃止したこと。）  
平成20年 4月 1日 書換え（盛岡市の中核市への移行に伴い、盛岡市内の中間処理施設内容を削除したこと。）  
平成21年 3月30日 更新許可  
平成22年 8月31日 変更届出書受理（移動式破碎機の駐機場所在地を一関市山目字館67番40及び67番3から変更したこと。）  
平成22年10月12日 事業範囲の変更許可（事業の範囲に石綿含有産業廃棄物を追加したこと。）  
平成26年 3月30日 更新許可  
平成27年 1月27日 変更届出書受理（安定型最終処分場の埋立面積及び埋立容量を変更したこと。）  
平成31年 3月30日 更新許可

以下余白

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白